

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」について

令和2年6月26日
ため池・農地防災担当

1 要旨

「防災重点農業用ため池」^{※1}の防災工事等^{※2}を集中的かつ計画的に推進していくため、新たな法律が令和2年6月12日に可決された。

この法律は、防災工事等の推進計画に基づく地方公共団体の取組に対して国が財政支援することを柱としており、県が施策提案で「ため池総合対策の推進に向けた、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（H30～R2）終了後の地方財政措置」を要請することの後押しとなる。

※1「防災重点農業用ため池」とは、農業用ため池のうち決壊による水害その他の災害により周辺域に被害を及ぼすおそれがあり政令に定める要件に該当するものをいう。

※2「防災工事等」とは、防災工事の必要性を判断するために行う劣化及び地震・豪雨による危険性の評価及び農業用ため池の決壊を防止するための工事（補強・廃止）をいう。

2 法律案の概要

(1) 目的（第1条）

「防災重点農業用ため池」の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、基本指針の策定、防災重点農業用ため池の指定、推進計画の策定、国の財政上の措置等について定めることにより、防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図る。

(2) 基本指針の策定（第3条）

農林水産大臣は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進を図るための基本指針を策定する。

(3) 防災重点農業用ため池の指定（第4条）

都道府県知事は、基本指針に基づき、防災重点農業用ため池を指定することができる。

(4) 推進計画の策定（第5条）

都道府県知事は、防災重点農業用ため池を指定したときは、基本指針に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する計画を定める。

【計画の内容】	①防災工事等の推進に関する基本方針	②劣化状況評価の実施に関する事項
	③地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項	④防災工事の実施に関する事項
	⑤市町との役割分担及び連携に関する事項	

(5) 都道府県による援助（第6条）

都道府県は、推進計画に基づく防災工事等を実施する者に対し、技術的な助言、指導その他の援助に努めるものとする。また、都道府県は、土地改良事業団体連合会に対し、必要な協力を求めることができる。

(6) 財政措置及び地方財政措置（第7、8条）

国は、推進計画の実施に要する費用について必要な財政上の措置を講ずるものとする。また、地方公共団体が推進計画に基づいて実施する事業に充てる地方債について、特別の配慮をする。

(7) 施行期日及びこの法律の失効（附則）

この法律は、公布日から6月以内の政令で定める日から施行し、令和12年度末で効力を失う。法施行後5年を目途に検討を行い、必要な措置を講じる。

3 今後の予定

- 法可決後に公布される政省令や国が定める基本指針に基づき、市町の意見を聞きながら、県は、「防災重点農業用ため池」の指定と、防災工事等の「推進計画」の策定を進める。なお、国の具体的な財政支援措置については、今夏の概算要求において示される予定である。
- また、「推進計画」に基づき、ため池の劣化及び地震・豪雨による危険性の評価を行い、決壊した場合に下流へ与える被害の影響の大きさも考慮しながら、防災工事を優先的に進める箇所をあらためて整理し、計画的に防災減災対策を進めていく。